14. 法人税と減価償却

法人税は、チェコ法人の場合は全世界所得に対し、外国法人の場合はチェコ源泉所得に対して課税される。登録事務所もしくは実質的な営業登録地がチェコ国内にあれば、チェコの税法上の居住者と見なされる。**課税標準**は、チェコの会計法および会計基準に則した財務諸表の損益を基に、控除できない費用や非課税収益および決算以外の調整事項を調整して計算される。税務当局に申告すれば、会計期間（決算期間）を暦年から財務年度（あるいはその逆）に変更することも可能。会計期間の変更に伴い移行期間を設ける必要があるが、その移行期間は 12 ヶ月より短くても長くても良い。

法人税の標準税率は 19%である。基本的な投資ファンドは 5%、年金基金は 0%の法人税が適用される。

課税標準の計算

+/−	課税前損益（チェコ会計基準に則り算出された財務諸表に依る）
+	控除できない費用
+/−	会計上と税務上の減価償却費の差額
−	非決算調整事項：記帳されていない税務上控除可能な費用
−	非課税収入もしくは税務上非課税となる収入
+	非決算調整事項： 記帳されていない課税収入
	調整後の課税標準
−	前年度からの累積欠損金（過去 5 年間の欠損金を活用可能）
−	寄付金（課税標準の 10%以下）
-	研究開発事業に関連する特定費用の 100%または 110%までの研究開発費控除
	寄付金、R&D 控除、税務上欠損金を調整後の課税標準
×	税率/100
	減税・免税前の税額
−	減税・免税額（投資優遇措置）
	最終税額

税務上控除できる費用

チェコで税務上控除可能な費用〈損金算入可能費用〉は、他の諸国と近似している。一般に、課税対象所得を創出、実現、維持するために発生した費用（減価償却費、購入した原材料・サービス、賃金・給与、雇用者負担社会保険など）は控除できる。

チェコ所得税法では、特定の費用控除につき制限がある。例えば、特定の費用項目（違約金等）は当該年度中に支払われる場合のみ控除できる。その他の特定費用は、関連する収入額（例えば、受取債権の譲渡額）まで控除可能となる。

当該年度中に控除対象となるあらゆる費用は「当年度との関連性および税務上控除できる条件が具備されていること」を証明する書類が必要である。

EU 指令

チェコの所得税法には 4 つの EU 指令（親子会社指令、合併指令 、利子・ロイヤリティー指令、及び貯蓄課税指令）が導入されている。

資本参加免税

資本参加に係る子会社からの配当金やキャピタルゲインについては、法人税課税対象外である。但し、株式保有率 10%及び 12 ヶ月保有の条件を満たさなければならない。その他、法律の定めた特別条件を具備する必要がある。

源泉税

配当金、利子やロイヤリティー等の特定形態の所得は、源泉税の対象となる。源泉税率は、所得形態により 5%から 35%の範囲で適用される。納税者は源泉税の対象となる所得の支払人である。以下に源泉税率と所得の事例を示す。

15%	**チェコで PE（恒久的施設）を有しない税務上の非居住者に支払われた**ロイヤリティー、オペレーティング・リース料、 著作権料、配当金、その他関連分配金等
5%	**チェコで PE を有しない税務上の非居住者に支払われた**ファイナンス・リース料
35%	**チェコと二重課税防止条約や情報交換条約を締結していない国の EU・EEA 非居住者に支払われた**ロイヤリティー、オペレーティング・リース料、著作権料、配当金、利益分配金、その他関連分配金等

資格ある EU・EEA・スイス企業に支払われた配当金、利息、ロイヤリティーは、源泉税の免税対象となる（特別規則が適用される）。源泉税率は、チェコ共和国が支払いの受益者の所属国と締結した二重課税防止条約の下で引き下げられることがある。2016 年 1 月 1 日時点で、チェコは二重課税防止条約を 84 カ国以上と締結している。二重課税防止条約の下での税免除は、通知や税務署の認可を必要とせず自動的に適用される。

課税控除

R&D 費控除

税務申告年度に発生した以下の研究開発プロジェクト関連費用は、課税標準から特別課税控除として 100%または 110%控除することができる（即ち、これら費用は税務上「通常の控除可能な費用」及び「特別課税控除額」として、合計 2 回控除される）。

以下の費用は課税控除対象になる：

- 直接費用（R&D 技術者の人件費、材料費等）
- R&D 活動に関わった固定資産減価償却費
- R&D 活動に直課された諸経費（通信費、電気・水・ガス代等）

適格コストは、課税収入を発生、確保、維持する過程における費用（課税控除可能な費用）であること、また納税者の他の費用とは切り離して個別記帳することが要求される。この課税控除は、第三者から取得した R&D の無形成果（例えば、ライセンス）及び購入したサービスの費用には適用されない。但し、所定の R&D 施設から購入したサービスを除く。公的資金援助を受けた費用も、課税控除に適用できない。

未採用の控除（例えば、現行年度における税務上の欠損金によるもの）は、3 年間の繰り越しが可能。納税者は、個別 R&D 費が控除対象と見なされるか否か不明な場合は、研究開発費関連規則について所轄税務署に問い合わせることができる。

過年度繰越欠損金

欠損金の繰越しは 5 年まで認められ、いつ繰越しを行うかはその期間を超えない範囲で納税者が選択できる。投資優遇措置により法人税免除を享受した企業は、税控除を申請する前に、全ての過年度欠損金全を利益と相殺する必要がある。

企業の株主構成に 25%以上の変更がある場合、もしくは企業が合併あるいは組織変更を行った場合は、過年度繰越欠損金の取り扱いに関し更なる規定が設けられている。その場合、「同種ビジネス」テストが適用され、所有権変更・合併前の損失を発生させた活動と、所有権変更・合併後の利益（損失分を差し引く必要があるもの）を発生させた活動、との比較を行う。納税者は、損失がその年度に利用できるか否か不明な場合、所轄税務署に問い合わせることができる。

寄付金

所得税法の定めた目的（社会福祉、医療、教育等）で行われた寄付金は、課税標準から控除することができる。控除できる寄付金の最低額は 2,000 CZK。また、控除可能な引当金、R&D 引当金、税金資産を差し引いた調整後課税標準の 10%が、最高額となる。投資優遇措置により法人税免除を享受した企業は、税控除申請前に、課税標準から控除可能な寄付金額を引く必要がある。

投資優遇措置による法人税免除

投資優遇措置を付与された企業は、チェコ政府が定めた国家補助限度の最高額まで免税申請が出来る（投資優遇措置法で定められた特定の国家補助限度率が適用される）。チェコの投資優遇措置においては、法人税の全額免除（新規企業による新規投資を対処う）もしくは一部免除（既存企業による拡張投資を対象）が可能である。何れも最長 10 年間、享受することが出来る。

法人税全額免除の場合には、所得（金利所得を除く）に対して課される法人税が免除される。この場合の免除額は、税務申告対象年度の課税額とほぼ同額である。拡張投資を対象とした法人税一部免除の目的は、「基本税額」を上回る分の税金を相殺することにある。そのため、税務申告対象年度の一部免除額は「法人税免除を申請する年度に発生した課税額（特定の事項及び金利所得調整後のもの）」と「基本税額の課税額（該当セクターにおける価格インフレーション指数調整後の基本税額）」の差額と等しくなる。免除申請を行う税務申告初年度（つまり、一般要件及び特別要件を満たした年度）の直前 2 年間における法人税額のうち、いずれか高い課税額が「基本税額」と見なされる。「基本税額」を計算する際は、法人税免除額を算出する税務申告年度に有効な税率が用いられる。尚、戦略的投資（大規模投資プロジェクト）においては、長期有形・無形固定資産取得に対する現金補助も受けられる。

欧州委員会で採択された新地域補助ガイドライン（RAG）は、2014年7月1日から有効となっている。このRAGにより、プラハを除くチェコ全地域に対する国家補助の国家補助限度率は25%に減少された（プラハは0%）。

2015年5月1日に施行された投資優遇措置改正法により、下記が改正された：

- 研究開発を主な活動とする企業、戦略的サービス及び技術センター（ソフトウエア開発等）
  データセンター及び顧客サービスセンターも、投資優遇措置の対象となる
- 工業団地に対する新しい概念の導入
- 法人税免除を受けている企業によるリストラ制限の緩和
- 特定工業団地における不動産税免除の導入
- 非独立企業間における移転価格制裁は限定的（※以下参照）

固定資産の減価償却

減価償却の方法は、有形固定資産と無形固定資産で異なる。チェコの所得税法には、有形・無形固定資産が定義されている。

有形固定資産

有形資産とは、取得原価が 40,000 CZK を超え、耐用年数が 1 年を超える建物・構造物及び動産を指す。土地は税務上、減価償却の対象とならない。有形資産とその償却期間は、下表の通り 6 つのグループに区分される。

有形資産の区分と対象	最短償却期間（年数）
1. コンピューター、事務用機器、計測・制御機器等	3
2. 乗用車バス、機械・設備、ローリー、トラクター	5
3. 金属構造物、モーター、金属製品、金属産業用設備・機械、船舶、エレベーター クレーン、電気モーター、空調設備等	10
4. 電源・ガス・石油パイプライン、給水本管、支柱、煙突	20
5. 建屋（工場）、橋梁、道路、トンネル、水道施設、空中ケーブル	30
6. 建屋（ホテル、管理事務所、ビジネス・ショッピングセンター）	50

有形資産に関しては、企業は定額法、または加速償却法のいずれかを選択できる。ただし、一旦採用された減価償却法は、当該資産の耐用年数が経過するまで変更できない。有形資産が年度の途中で売却/清算された場合、その年間償却費の半分は、（処分された資産の税残存価額と共に）売却された年に控除申請できる。資産の部分的清算の場合、特別な規定が適用される。

下表は定額法と加速償却法の比較である。

減価償却資産の区分	定額法			加速償却法		
	年間償却率 (%)			加速償却に用いる係数		
	初年度	次年度以降	資本的支出	初年度	次年度以降	資本的支出
1	20	40	33.3	3	4	3
2	11	22.25	20	5	6	5
3	5.5	10.5	10	10	11	10
4	2.15	5.15	5.0	20	21	20
5	1.4	3.4	3.4	30	31	30
6	1.02	2.02	2	50	51	50

無形固定資産

2004 年 1 月 1 日以降に取得された無形資産とは、取得価格 60,000 CZK 以上且つ予想耐用年数 1 年以上の資産を指す。売買契約では、無形資産が使用できる期間を明記している場合、取得原価を契約上の期間で等分したものが税務上の年間減価償却額となる。その他の場合は、定額法が次の期間で適用される。

- AV 関連は 18 ヶ月
- ソフトウエア、研究開発の成果は 36 ヶ月
- その他無形固定資産は 72 ヶ月

移転価格規則

関係会社（直接的もしくは間接的に 25％以上の資本あるいは議決権を持ち、同じ経営者・管理者を有する企業）間の取引額は、同様な状況下にある独立企業間で取引される価格と異なってはならない。価格が異なる場合、税務当局は差額分に対し課税標準を調整することができる。また、投資優遇措置として法人税免除を受ける資格のある企業において価格が異なった場合は、税免除資格は消滅しないものの、税免除を請求した全ての課税期間に関わる追加税務申告書を提出することが要求され、その差に応じて課税額を調整することとなる。

関係会社は、税務当局に移転価格の設定方法に関して事前確認を要請することができる（いわゆる事前確認制度 APA）。税務当局はその申告に基づき調査を行い、独立企業間価格と大きな差がない場合、その移転価格を承認する。

チェコ財務省は、チェコの納税者に向け、適格移転価格方針および採用済み移転価格方針文書を規制する拘束力のないガイドラインを発行した。このガイドラインは、OECD 移転価格ガイドラインに準拠している。チェコの租税法は、移転価格文書の保持義務を定めていない。とは言え、税務監査時にチェコ税務署がこの文書を要請する可能性があるだけでなく、税務当局が定める提出期限は通常短いため、事前に文書を準備しておくことが薦められる。

2014 年 1 月 1 日以降、チェコ法人税の課税対象となる事業体で関連会社と取引のある会社には、新たな報告義務が課せられることとなった。法人税申告書の提出に合わせ、関連会社との取引概要の別表（Overview of Transactions with Related Parties）を各社毎に提出する必要がある。

納税管理

法人税納税者は、申告期間の最終日から 3 ヶ月間以内に税務申告書を提出しなければならない。法定会計監査を受ける必要がある場合、もしくは登録税理士が申告書に署名する場合には、申告期限が 6 ヶ月以内となる。合併等特別な場合には、法定申告期間が短縮されることがある。

法人税債務（予定納税額と納税義務総額との差額）は、納税申告提出期間内に支払う必要がある。前年度の確定税額に基づき、四半期毎（税額が 15 万 CZK を超える場合）または半年毎（税額が 3－15 万 CZK の場合）には、予定納税の義務がある。前年度の税額が 3 万 CZK 以下の場合は、予定納税は義務付けられない。

納税申告が期限内に提出されない場合、又は全く提出されない場合、税務当局は提出遅延日数に応じて課税額の 0.05%～5%までの罰金を科す。税務上の損失がある場合、遅延日ごとに損失の 0.01%～5%までの罰金を科す。罰金は、30 万 CZK 以内とする。期日から 5 日間以内の場合には、罰金は発生しない。2014 年以降は、特定条件を満たせば、罰金が半減される場合がある。

税務申告が正しくない場合や納税が正しくない場合は、税務当局が追徴課税額（或いは税務上の損失減額）を査定する他、納税者に罰金及び延滞利子を科す。罰金は、追徴課税額の 20%または税務上の損失減額の 1%として計算され、延滞利子は、各半期の初日にチェコ国立銀行が定める再割引利率に 14%加算したもので計算される。

会計制度

チェコの会計制度は複式簿記に基づいており、ファイナンス・リースや固定資産の償却といった一部の小さな差異を除き、国際会計基準とほぼ同じである。

2016 年 1 月 1 日より新たな企業分類が導入された。

企業	純売上高 [CZK]	純資産額 [CZK]	従業員数	基準
マイクロ	18 百万以下	9 百万以下	10 以下	2 / 3
小	200 百万以下	100 百万以下	50 以下	2 / 3
中	1 000 百万以下	500 百万以下	250 以下	2 / 3
大	1 000 百万以上	500 百万以上	250 以上	

決算時点で 3 つの基準のうち 2 つ以上満たしていない場合、マイクロ企業と見なされる。同様に、決算時点で 3 つの基準のうち 2 つ以上満たしておらず、マイクロ企業ではない会社は、小企業と見なされる。中企業とは、決算時点で 3 つの基準のうち 2 つ以上満たしておらず、マイクロ企業とも小企業とも分類されない企業を指す。3 つの基準のうち 2 つ以上を満たしている企業は、大企業と見なされる。

新たな企業分類に伴い、新規監査基準が導入された。大･中企業の場合は常に法定監査が要求される。小企業は以下の条件に基づき、法定監査の資格を得る必要がある。

- 株式会社の法定会社組織
- 現行会計年度及び直前の会計年度の貸借対照表日付において、下記条件を 1 つでも満たしている
    - 純資産額 CZK 40 百万
    - 純売上高 CZK 80 百万
    - 従業員数 50 人

現行会計年度及び直前の会計年度の貸借対象表日付において、上記 3 条件のうち 2 つ以上を満たしている小企業は、法定監査を申請する必要がある。

なお、EU加盟国の規制株式市場で取引される証券（株式や債券等）を発行した株式会社の会計には、年次財務諸表と連結財務諸表を作成するに当たり国際会計基準の適用が義務づけられている。一方、法人所得税の算出にあたっては国際会計基準を適用せず、チェコ会計法に基づいた会計処理を行なう。